

## ○渡島廃棄物処理広域連合監査委員条例

(平成12年10月24日条例第6号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査の回数及び期日)

第2条 定期監査は、毎会計年度1回行うものとし、その期日は、監査委員の協議により定める。

(現金出納の検査の期日)

第3条 現金出納の検査は、毎月末日に行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期日を変更することができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、監査委員の職務の執行に関し必要な事項は、監査委員の協議により定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。